

新潟県中小企業高度化資金等助成規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第28号

新潟県中小企業高度化資金等助成規則の一部を改正する規則

新潟県中小企業高度化資金等助成規則（昭和43年新潟県規則第4号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後				改正前			
別表第1（第3条、第10条関係）				別表第1（第3条、第10条関係）			
番号	(略)	貸付対象者	(略)	番号	(略)	貸付対象者	(略)
(略)				(略)			
2 の 2	(略)	総合効率化計画認定グループ事業を行う <u>物資の流通の効率化に関する法律</u> （平成17年法律第85号。以下「 <u>物流効率化法</u> 」という。） <u>第4条第17号</u> に規定する中小企業者	(略)	2 の 2	(略)	総合効率化計画認定グループ事業を行う <u>流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律</u> （平成17年法律第85号。以下「 <u>流通業務総合効率化法</u> 」という。） <u>第2条第17号</u> に規定する中小企業者	(略)
(略)				(略)			
備考 (略)				備考 (略)			
別表第3（第3条関係）				別表第3（第3条関係）			
番号	要件			番号	要件		
(略)				(略)			
12	別表第1備考第2号の2、第3号、第5号、第8号、第9号又は第10号に掲げる事業（同表備考第3号に掲げるものにあつては、特定中小企業団体の行うものに限る。）のうち <u>物流効率化法第7条第2項</u> に規定する認定総合効率化計画に基づき実施するものに係る貸付けであつて、知事が別に定めるもの			12	別表第1備考第2号の2、第3号、第5号、第8号、第9号又は第10号に掲げる事業（同表備考第3号に掲げるものにあつては、特定中小企業団体の行うものに限る。）のうち <u>流通業務総合効率化法第5条第2項</u> に規定する認定総合効率化計画に基づき実施するものに係る貸付けであつて、知事が別に定めるもの		
(略)				(略)			

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。